



令和 6 年 12 月 6 日

改 令和 7 年 1 月 24 日

既会員に関する取り扱い規定

令和 7 年 4 月 1 日より適用開始。

1、転入：

平日会員、週日会員、法人 OB 会員、レディース会員から正会員への転入制度があります。転入にあたっては現会員入会時入会金評価額が新規入会規定の入会金に満たない場合は、その差額をお支払いいただきます。尚、現会員入会時入会金評価額が新規入会規定の入会金を超える場合は、その差額を返金いたしません。

2、会員権継承制度・特定会員紹介優待制度・特定会員会員種別変更制度：

(1) 会員権継承制度：正会員、週日会員、平日会員で、会員在籍 3 年以上、且つ年齢満 20 歳以上の方は、4 親等以内の親族 1 名への会員の権利・義務の申請が出来ます。また被継承者は OB 資格制度があります。OB 資格者は会員の権利を継承させた後も、年会費支払いにより、施設を利用していただけます。健康に支障ない限り、OB 会員に入会頂くようお願いしております。

尚、レディース会員・法人 OB 会員は会員権継承制度を適用できません。

(2) 特定会員紹介優待制度：正会員、週日会員、平日会員、法人 OB 会員、レディース会員であって、入会時の入会金額（平成 17 年 6 月 18 日付け規定又は平成 26 年 12 月 12 日規定以降の特定会員紹介優待制度を利用された会員はその利用後の入会金評価額）が、令和 6 年 12 月 6 日付け規定による入会金額（税抜き）を超過している方（特定会員という）は、この超過額（税抜き）の全部又は一部を新規入会申請者の入会金の一部又は全部に充当して申請出来ます。

但し正会員の特定会員において、この超過額算出の基準となる令和 6 年 12 月 6 日付け規定入会金のうち、正会員の 70 歳以上年齢割引については適用いたしません。

尚、申請は特定会員と同一種類には限定しませんが、週日会員への申請はできません。

(3) 特定会員会員種別変更制度：特定会員紹介優待制度と同様、特定会員は、会員種別を変更する者が追加入会金を必要とする場合において、特定会員の超過額の一部又は全部を追加入会金に充当することが出来ます。

| 会員種別 | 会員権継承制度 | | 特定会員紹介優待制度 特定会員会員種別変更制度 | 備考 |
|---------|---------|--------------|----------------------------|--------------------------------|
| | 継承料(税抜) | (参)7年3月31日以前 | | |
| 法人会員 | 不可 | 不可 | 利用不可 | |
| 正会員 | 50万円 | 100万円 | 利用可 | ①退会交付金受給全額放棄の場合 は継承料を無料とする。 |
| 週日会員 | 40万円 | 80万円 | | |
| 平日会員 | 20万円 | 40万円 | | |
| 法人OB会員 | 不可 | 不可 | | |
| レディース会員 | 不可 | 不可 | | |

※会員権継承制度は細則第 4 条、特定会員紹介優待制度・特定会員会員種別変更制度は細則 5 条の規定によります。

3、会員ファミリー：

(1) 法人会員、正会員、週日会員、平日会員、法人 OB 会員及びレディース会員は、その 4 親等以内の親族を**会員ファミリー**として申請出来ます。会員ファミリーの施設利用はその会員と同等としますが、倶楽部競技への参加は出来ません。また会員が退会した場合は、その年度末に資格を失います。

| 会員種別 | 入会金 | 年会費 (税抜) | 資格 | 備考 |
|-------------|-----|--------------|-------|---------------|
| 会員ファミリー(1名) | 無 | 法人会員ファミリー | 4.2万円 | 法人会員の4親等以内 |
| | | 正会員ファミリー | 4.2万円 | 正会員の4親等以内 |
| | | 週日会員ファミリー | 3.6万円 | 週日会員の4親等以内 |
| | | 平日会員ファミリー | 1.8万円 | 平日会員の4親等以内 |
| | | 法人OB会員ファミリー | 4.2万円 | 法人OB会員の4親等以内 |
| | | レディース会員ファミリー | 4.2万円 | レディース会員の4親等以内 |

4、退会交付金：

| 会員種別 | 退会交付金※1 |
|------|---|
| 法人会員 | 無 |
| 正会員 | 平成17年6月18日以前に入会の会員には、その入会金(特定会員紹介優待制度や他会員への転入制度ご利用された方は、その後利用後の入会金評価額)の7.5%(満80歳以上の退会の場合、死亡の場合)又は3.75%(その他の事由による退会の場合)を支給いたします。 |
| 週日会員 | |
| 平日会員 | |

※2 退会基準は、細則第 6 条及び第 9 条の規定によります。